

2016年6月吉日

お客様各位

株式会社ユニエツクス

「輸出コンテナの総重量確定制度」について  
(登録確定事業者として)

拝啓

貴社益々御清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、SOLAS 条約改正により、コンテナ総重量を確定させる方法が明確化され、平成 28 年 7 月 1 日以降に出港する輸出コンテナについては、条約において定められた方法を用いて得られたコンテナ総重量を、船積み前に船長又は代理人等に提供する必要があります。

尚、確定された総重量の提供義務者は MASTER B/L の SHIPPER 欄に記載される荷送人(輸出者)です。

荷送人からコンテナ総重量の情報提供がなく、船長及び代理人等が確定したコンテナ総重量を入手していない場合は、当該コンテナを船積してはならないと規定されており、届出荷送人又は登録確定事業者以外の者による総重量の確定が発覚した場合や、明らかに違法に重量をごまかした場合等は罰則(罰金)もあります。

詳細につきましては国土交通省の HP をご参照下さい。

国土交通省HP：[http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_mn8\\_000008.html](http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn8_000008.html)

敬具

【制度の概要】

荷送人は次のいずれかの方法で確定したコンテナ重量情報を船長等に提供する必要があります。

1. 貨物が入ったコンテナの総重量を適切な計測器で計測する方法
2. 個々の貨物、梱包材、固定材を適切な計量器で計測し、それらと空のコンテナ自重を足し合わせることでにより確定する方法

コンテナ総重量の確定を行う者は、国土交通大臣への届出又は登録が必要です。

1. 自らがコンテナ総重量の確定を行う荷送人は、国土交通大臣へ届け出て届出荷送人になること
2. 荷送人からの依頼を受け、荷送人に代わりコンテナ総重量を確定する者は、国土交通大臣へ登録をした登録確定事業者であること

【対策とお願い】

1. まず届出荷送人となることをご検討下さい。
2. 弊社は荷送人からご依頼を受けた際に重量確定業務に対応出来る様、登録確定事業者になる予定です。
3. 弊社に重量確定を依頼された場合の対応は下記の通りです。

A：弊社の指定施設でのバン詰の場合

適切に計測された重量が記載された PACKING LIST の提供をお願いします。

B：お客様の自社工場等でバン詰をする場合

適切に計測された貨物の重量と固定材等コンテナ内に入れた貨物以外の重量、空コンテナの自重の3点をご報告頂き、コンテナ搬入票をお送り下さい。コンテナ搬入票への記載と署名は従来通りバン詰施設の責任者で変更ありません。

4. 適切に計測された重量情報を入手できないお客様は、3.Aは弊社施設で、3.Bはコンテナ台貫所で、料金は発生してしまいますが計測しますのでご相談下さい。